コロナ倒産・廃業が懸念される中での 新たな起業のあり方への期待

宮本 佐知子

■ 要 約 ■

- 1. 新型コロナウイルス(以下、コロナ)は世界経済に大きな影響を及ぼしている。国際通貨基金では、世界経済は大恐慌以来、最悪の景気後退を経験する可能性が高く、回復の力強さに大きな不透明感があるとしている。日本では、コロナ禍に対処するため、経済金融対策が矢継ぎ早に出されてきたが、企業経営を取り巻く環境は急速に悪化している。
- 2. 今後は、コロナ禍により収縮した経済活動や企業・家計のマインドが従前の状態に戻りづらい中、売り上げ減から資金繰りに窮する企業が経営難に陥るリスクが特に警戒される。また、経営者の高齢化が進む中、今回のコロナ問題が加わることで、廃業を選択する企業が増える可能性も指摘できる。そのため、一定の業績を上げながら廃業となる企業の経営資源を散逸させないためにも、事業を次世代の意欲ある経営者に適切に引き継ぐための取り組みが重要性を増していよう。また、今あるビジネスを続けていくための支援だけでなく、業態や業種を転換するための支援も必要になろう。
- 3. コロナ禍を乗り切るため各企業で様々な対策がなされていることは、起業を巡る環境も変えていると考えられる。例えば3密を避けるためのテレワークは、従来のやり方を否応なしに変えざるを得ないものだが、企業側にとっては、もともと計画していた「働き方改革」を加速させる動きとなろう。同時に労働者側にとっては、自らの仕事の進め方や仕事への向き合い方を含めて、意識を少しずつ変えている可能性がある。近年は起業した人や起業を希望する人は減る一方、副業として起業を希望する人は増えており、多様な働き方による新たな起業の形態も生まれている。今後、コロナ禍で収縮した経済を立て直す中では、こうした変化を新たな付加価値創出のチャンスとして育て、社会全体として良い方向へ向けていくことが大事なのではないか。

─ 野村資本市場研究所 関連論文等 ─

[・]宮本佐知子「広がる合同会社(日本版 LLC)の活用と今後の課題」『野村資本市場クォータリー』2014年 冬号

■ コロナ禍で矢継ぎ早に出された経済金融対策

新型コロナウイルス(以下、コロナ)は世界経済に大きな影響を及ぼしている。国際通貨基金(以下、IMF)によると、2020年の世界経済は、2.9%のプラス成長だった 2019年から一転し、3.0%のマイナス成長になる見通しとのことである¹。IMFでは、世界経済は1930年代の大恐慌以来、最悪の景気後退を経験する可能性が極めて高いとして、2021年には5.8%のプラス成長が見込まれるものの、経済水準はコロナ前のトレンドよりも低い水準にとどまり、回復の力強さには大きな不透明感があるとしている。そのため、IMFが想定しているサブシナリオは、基本シナリオと比べて景気の谷が深く、回復力もかなり削がれるという見通しになっている²。また、世界銀行は、2020年の世界経済は5.2%のマイナス成長になる見通しを出しており、2021年は4.2%のプラス成長になるものの、景気見通しはさらに引き下げられる可能性があるとしている³。

日本では、コロナの感染拡大を防ぐため、緊急事態宣言が 2020 年 4 月 7 日に 7 都府県を対象に発出され、同年 4 月 16 日には対象が全都道府県へ拡大された。その後、この緊急事態宣言は、同年 5 月 14 日に 39 県、同年 5 月 21 日に 3 府県、同年 5 月 25 日には残りの 5 都道県で、段階的に解除された。この間、コロナ禍に対処するための経済金融対策が、矢継ぎ早に出されてきた。

経済政策では、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第1弾(2020年2月13日)及び第2弾(同年3月10日)、「生活不安に対応するための緊急措置」(同年3月18日)が、安倍首相を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された。その後、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(同年4月7日、同年4月20日変更)が閣議決定され、家計向けに当初予定されていた「減収世帯を対象として、1世帯当たり30万円給付」は「一律に、1人当たり10万円給付」へと変更される形で、総額117兆円の事業規模の経済対策が令和2年度補正予算に盛り込まれ、同年4月30日に成立した。この対策は、感染拡大の収束までの「緊急支援フェーズ」と、収束後の「V字回復フェーズ」の2段構えになっている。前者では、重点的に取り組む施策として「雇用の維持と事業の継続」が掲げられ、中小企業や個人事業主を対象とする持続化給付金の創設や、雇用調整助成金の補助率引き上げなども含め、さまざまな措置が講じられた。さらに、同年5月27日に閣議決定された令和2年度第2次補正予算は、企業の資金繰り対応の強化や医療提供体制の拡充など総額117兆円の事業規模の追加経済対策が盛り込まれ、同年6月12日に成立した。

金融政策では、日本銀行がコロナ禍で急変する金融市場へ対応するため金融政策決定会合を2020年3月16日に前倒しし、金融緩和を強化する措置を決定した。具体的には、①

¹ IMF "World Economic Outlook," April 2020.

² サブシナリオは次の通り。①パンデミックが長期化する場合、2020年の GDP は基本シナリオよりも 3%下振れする。②2021年にやや軽度な感染拡大第二波が起きる場合、2021年の GDP は基本シナリオよりも 5%下振れする。③上記①と②が同時に起きる場合、2021年の GDP は基本シナリオよりも 8%下振れする。

³ World Bank "Global Economic Prospects," June 2020.

ー層潤沢な資金供給の実施、②新たなオペレーションの導入を含めた企業金融支援のための措置、③ETF・J-REIT の積極的な買入れである。このうち②については、民間企業債務を担保に最長 1 年の資金をゼロ金利で供給する新たなオペレーションを導入し、コマーシャルペーパー(CP)・社債の買い入れ枠を2兆円増額した。③については、当面の買入れ目標額を ETF は年間約 12 兆円、J-REIT は年間約 1,800 億円にそれぞれ倍増した。

同年 4 月 27 日に開いた金融政策決定会合では、追加の金融緩和策を決定した。具体的には、①CP と社債の買入れ枠を計 20 兆円と従来の約 3 倍へ拡大、②新型コロナ対応金融支援特別オペ (公開市場操作)の拡充、③国債のさらなる積極的な買い入れであり、国債の買入れ額については上限を設けず必要な額を買入れるとした。

同年 5 月 22 日に開いた臨時の金融政策決定会合では、中小企業等の資金繰り支援のため、30 兆円規模の新たな資金供給手段の導入を決定した。緊急経済対策における無利子・無担保融資やコロナ対応として信用保証協会による保証認定を受けて融資を行う金融機関を対象に、日銀が期間1年以内・ゼロ金利で資金を供給し、その利用残高に応じて金融機関の日銀当座預金にプラス 0.1%を付利するものである。また、既に導入された CPや社債を買入れる措置やコロナ対応の特別オペについて、実施期限を 2021 年 3 月末まで延長した。これら3つの措置により、企業等の資金繰りの支援策の総枠は75兆円となった。

これらの経済金融対策に基づき、コロナにより影響を受けた企業を支援する各種施策とその概要については、経済産業省のウェブサイトにまとめられている 4 。内容は、第 1 章が経営相談、第 2 章が資金繰り支援、第 3 章が給付金、第 4 章が設備投資・販路開拓支援、第 5 章が経営環境の整備、第 6 章が税・社会保険・公共料金となっており、平時から既にある措置でコロナ対応に利用できるものも含まれる。この資料は、上述した経済金融対策を反映して頻度高く更新されているが、当初から多くのページが割かれているのは第 2 章の資金繰り支援であり、政府系及び民間による融資を中心に各種支援策が紹介されている(図表 1)。また、第 5 章の経営環境の整備では、新型コロナウイルスの影響を受けている後継者不在事業者の経営資源引継ぎや事業再編を後押しする措置も紹介されている 5 。

⁴ 経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」(令和2年6月5日19:00時点版)。

⁵ 紹介されている措置は、①経営資源引継ぎ補助金、②「プッシュ型」の第三者承継支援、③中小企業経営力 強化支援ファンドである。



図表 1 コロナにより影響を受けた事業者向けの資金繰り支援策

(出所)経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」 (令和2年6月5日19:00時点版)P6

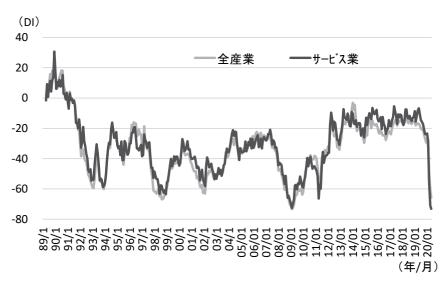
コロナ禍で懸念される倒産件数の増加と廃業スピードの加速

1. 懸念される倒産件数の増加

一方、企業側の状況は悪化が止まっていない。日本銀行が四半期ごとに実施する「全国企業短期経済観測調査(短観)」によれば、直近の調査である2020年3月調査の全産業・全規模合計の業況判断指数(DI)はマイナス4となり、2013年6月調査以来のマイナスになった6。3か月先の業況判断 DI はマイナス18と一段と悪化する見通しであり、経済の先行きに対する警戒感が広がっている。また、日本商工会議所が毎月実施する「LOBO調査(早期景気観測調査)」によれば、コロナ禍による経営への影響について「影響が生じている」と答えた企業は2020年5月調査では65.5%にのぼり、「長期化すると影響が出る懸念がある」と合わせると96.0%となった。業況判断 DI も一段と悪化し、特にサービス業ではリーマンショックを下回り、89年4月の調査開始以来、最悪となった(図表2)。このように企業の景況感が急速に悪化する中、2020年5月15日には、上場企業であるアパレル大手のレナウンが法的整理手続きに入ることになり、金融市場でも大きな注目を集めた。東京商工リサーチの集計によれば、企業の倒産件数は2018年までは減少してき

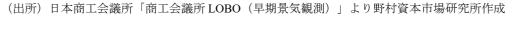
⁶ 業況判断 DI は、「良い」と回答した割合から「悪い」と回答した割合を引いた値。

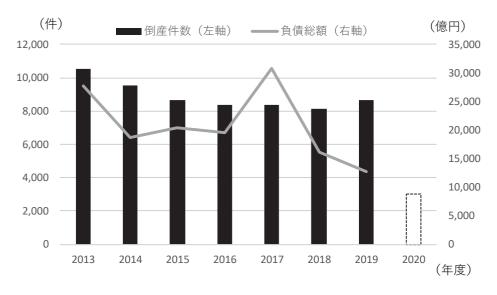
たが、2019年9月から2020年4月まで8か月連続で前年同月を上回った(図表3)。2020年5月は倒産件数が314件・前年同月比55%減と大きく減少したが、これは政府の資金繰り支援などに加え、コロナ感染拡大に伴う裁判所の一部業務縮小や手形の不渡り猶予などを反映した一時的な減少であり、今後も増加トレンドは続くと見られている。



図表 2 企業の業況判断 DI の推移

(注) 1. 業況判断 DI は、「好転」と回答した割合から「悪化」と回答した割合を引いた値。 2. 直近値は 2020 年 5 月。





図表3 企業倒産件数と負債総額の推移

(注) 負債額1,000万円以上の全国企業倒産件数。2020年は5月までの値。

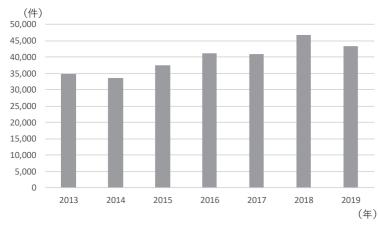
(出所) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より野村資本市場研究所作成

今後、コロナ問題が収束していくことが期待されるが、その場合でも、コロナ問題が何をもたらしたかを考えることになるのだろう。現時点では仮説を立てることしかできないが、コロナ以前と以後で方向性が変わるものは何かという論点と、コロナ以前から見られていたものでコロナ以後に加速してしまうものは何かという論点が、浮上してくることが考えられる。

企業セクターをめぐる前者の論点としては、コロナ禍で収縮した経済活動や企業・家計のマインドが従前の状態には戻りづらい中で、売り上げ減から資金繰りに窮する企業が経営難に陥るリスクが特に警戒されている。一方、後者の論点としては、経営者の高齢化が進む中、これまで経営の危機に直面していなかった企業であっても、今回のコロナ禍による景気後退リスクが加わることで、企業の廃業スピードがこれまでよりも加速する可能性が指摘できる。

2. 懸念される廃業スピードの加速

後者の論点について少し補足したい。企業の廃業の状況について東京商工リサーチの集計を見ると、全国で休廃業(解散含む)した企業の件数は、2019年は4万3,348件であり、前年からやや減少したものの、近年は4万件程度での推移が続いている(図表 4)7。2019年に休廃業した企業経営者の年齢構成を見ると、「70代」が最も多く全体の39.1%を占めており、「60代以上」では83.5%を占めている。ただし、休廃業した企業のうち直前期の業績が黒字である企業が6割を占めることから、業績そのものよりも「経営者の高齢化」が休廃業を決める大きな要因になっているとみられる。

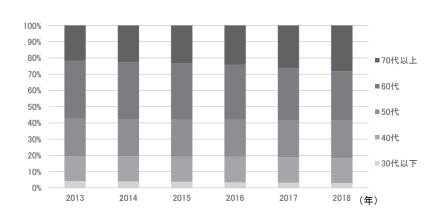


図表 4 休廃業・解散件数の推移

- (注) 休廃業・解散は、倒産(法的整理、私的整理)以外で事業活動を 停止した企業と定義されている。
- (出所) 東京商工リサーチ「2019年「休廃業・解散企業」動向調査」より 野村資本市場研究所作成

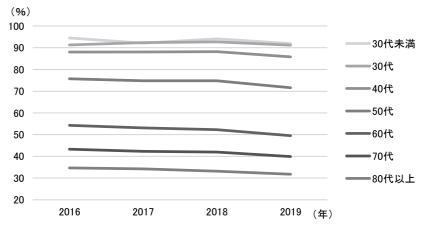
⁷ 「中小、休廃業・解散 5 万件」日本経済新聞 5 月 31 日では、2020 年の休廃業・解散は 5 万件にのぼるとの見通しが示されている。

近年、企業経営者の高齢化は進んでいる。東京商工リサーチの調査では、2018 年の企業経営者の年齢は「70代以上」が28.1%を占めており、その割合は年々増加し過去5年間では6.5%ポイント上昇した(図表5)。一方、「40代以下」の割合は減少が続いている。経営者の高齢化が進むと、年齢を理由に引退する経営者は増えていく傾向にある。しかし、帝国データバンクの調査で経営者の年齢階層別に後継者不在率を見ると、2019 年は「60代」では49.5%、「70代」では39.9%、「80代」では31.8%が後継者不在となっている(図表6)。経営者の年齢が高くても、後継者を確保しておくことは現実的には難しいことがうかがわれる。



図表 5 企業経営者の年齢構成の推移

(出所) 東京商工リサーチ「全国社長の年齢調査」より野村資本市場研究所作成



図表 6 企業の後継者不在率 (経営者の年齢階層別)

- (注) 調査対象は、事業承継の実態について分析可能な約27万5000社 (全国・全業種)。
- (出所) 帝国データバンク「全国・後継者不在企業動向調査 (2019 年) 」より 野村資本市場研究所作成

そのため、平時でも経営者の高齢化と後継者不足のために、業績にかかわらず廃業が一定割合なされる中で、コロナ禍による景気後退リスクが新たに加わることで、早めに負債を完済し清算することを選ぶ経営者が増えることが見込まれる。その結果、企業の廃業スピードがこれまでよりも加速する可能性もあるだろう。

もちろん、廃業企業の中には、もともと経営者自身が事業を継続する意向がない企業も含まれる。しかし、こうした企業も含めて一定の業績を上げながら廃業となる企業の経営資源を散逸させないためにも、事業を次世代の意欲ある経営者に適切に引き継ぐための取り組みが重要性を増していよう。

また、政府による企業に対する支援措置は、悪化する資金繰りへの支援などを中心に、 今あるビジネスを続けていくための支援という側面が強い。しかし、コロナ禍による影響 は短期的なショックにとどまらず広がりをもって深刻さを増していく可能性も考えると、 今あるビジネスをやめて業態や業種を転換するための支援についても、企業に対する支援 では必要になると思われる。

Ⅲ コロナ禍で進められる働き方改革と期待される新たな起業の動き

また、コロナ禍を乗り切るため、各企業で様々な対策がなされていることは、起業を巡る環境も変えていると考えられる。

各企業では、様々なコロナ対策がなされている。その中で、政府からも強く要請された、3 密を避けるための「テレワーク」は、従来のやり方を否応なしに変えざるを得ないものだが、企業側にとっては、仕事の割り振りを変えたり、業務管理の仕方を変えたりするなど、もともと計画していた「働き方改革」を加速させる動きとなっていくのだろう。

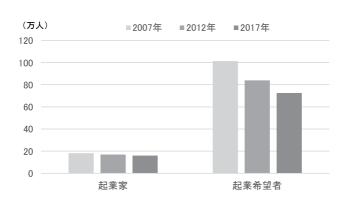
労働者にとっても、「テレワーク」とそれをきっかけにした「働き方改革」の動きは、 自らの仕事の進め方や仕事への向き合い方を含めて、労働者自身の意識を少しずつ変えて いる可能性があるだろう。例えば、労働者が時間内での業務効率を上げることで、自分の 時間を捻出する動きが見られたとしたら、これは企業にとっても悪い話ではない。こう いった時間の使い方についての労働者の意識変化を受けて、社会全体として良い方向に向 けていくことが大事だろう。

労働者が捻出された時間を自分のために使う中では、余暇に使う人もいるだろうし、新たなビジネスを作りたいと思う人もいるかもしれない。特に後者のような人が、経験と意欲をもって参入してくれば、コロナ問題以前からみられていた経営者の高齢化による企業の廃業増加に対して助けになることも考えられる。

実は近年、起業した人や起業を希望する人の数は伸び悩んでいると見られる。起業しやすい環境を整えることの重要性は、バブル崩壊後に日本経済の停滞が続く中で、長らく指摘されてきたことである。しかし、これまでのところ、実際に起業した人や起業を希望している人は、むしろ減少しており、特に起業を希望する人が減少している(図表7)。

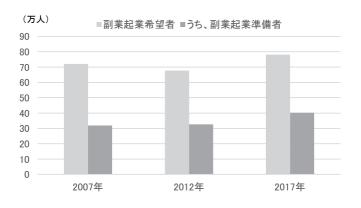
これに対し近年は、現在の仕事を続けつつ他に別の仕事も行うとする、「副業」として

の起業を希望する人は増加している(図表 8)。このような、副業としての起業を希望したり準備をしたりする人が増加していることは、多様な働き方による新たな起業の形につながると考えられよう。



図表 7 起業家と起業希望者の人数の推移

- (注) 1. 「起業家」とは、過去 1 年間に職を変えた又は新たに職についた者のうち、現在は「会社等の役員」又は「自営業主」と回答し、かつ「自分で事業を起こした」と回答した者。
 - 2. 「起業希望者」とは、有業者のうち「他の仕事に変わりたい」かつ「自分で事業を起こしたい」と回答した者、または無業者のうち「自分で事業を起こしたい」と回答した者。
 - 3. 副業としての起業家や副業起業希望者は含まれていない。
- (出所) 中小企業庁「2020年版中小企業白書」より野村資本市場研究所作成



図表 8 副業起業希望者と副業起業準備者の人数の推移

- (注) 1.「副業起業希望者」とは、有業者のうち「現在の仕事のほかに別の仕事もしたい」かつ 「自分で事業を起こしたい」と回答した者。
 - 2.「副業起業準備者」とは、副業起業希望者のうち「(仕事を)探している」又は「開業の準備をしている」と回答した者。
- (出所) 中小企業庁「2020年版中小企業白書」より野村資本市場研究所作成

図表 9 厚生労働省「モデル就業規則」における副業・兼業の規定

(副業・兼業)

第68条 労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。

- 2 労働者は、前項の業務に従事するにあたっては、事前に、会社に所定の届け出を行うものとする。
- 3 第1項の業務に従事することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、会社は、これを禁止又は制限することができる。
 - ① 労務提供上の支障がある場合
 - ② 企業秘密が漏洩する場合
 - ③ 会社の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合
 - ④ 競業により、企業の利益を害する場合

(出所) 厚生労働省「モデル就業規則」(平成31年3月)第14章第68条

政策面からも、働き方改革を進め、副業を後押しする動きが見られている。政府の「働き方改革実現会議」は 2017 年 3 月、「働き方改革実行計画」を決定した。これを踏まえて厚生労働省では、2018 年 1 月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を公表した。併せて、多くの企業が就業規則を作成する際に参考とする「モデル就業規則」も改定し、労働者の順守事項である「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと。」という規定を削除し、副業・兼業についての規定を新設した(図表 9)。2019 年 6 月 21 日に閣議決定された「成長戦略実行計画」でも、兼業・副業の拡大の必要性等は、盛り込まれている。近年、従業員の副業・起業については容認する企業は増加傾向にある。報道によると、コロナ感染拡大を機に普及した在宅勤務の定着に向けて、新しい働き方に対応するため人事制度を見直す企業も増えてきている⁸。コロナ禍により収縮した経済の再生へ向けて、能力と意思を有する人材が幅広い分野で活躍しやすいよう、こうした変化を新たな付加価値創出のチャンスとして育て、社会全体として良い方向へ向けていくことが大事なのではないか。

 $^{^8}$ 例えば「NTT、在宅勤務 5 割継続」日本経済新聞 2 2020年 5 月 2 日 、「雇用制度 在宅前提に」日本経済新聞 2 2020年 6 月 8 日。